

# 人間文化研究機構理事協議会設置要項

平成26年4月1日  
機 構 長 決 定  
平成28年4月1日改正  
令和7年3月31日改正

## 1 趣 旨

人間文化研究機構組織規程第15条の2に基づき、機構会議、役員会、その他機構の重要会議（以下「機構会議等」という。）に提案する議案及びその議案の審議結果に基づく業務執行等並びに機構本部の組織及び運営等について協議するため、理事協議会を置く。

## 2 構 成

理事協議会は、機構長、理事及び事務局長を構成員とする。

## 3 協議事項

理事協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 機構会議等に提案する議案
- (2) 機構会議等の審議結果に基づく業務執行
- (3) 機構本部に係る組織改組、諸規程等の制定改廃に関する事項
- (4) 機構本部の運営に係る企画立案に関する事項
- (5) 危機管理に関する重要事項（他の規程等に定めがあるものは除く）
- (6) その他、機構の業務で協議を要する事項

## 4 開催・運営

理事協議会は機構長が主宰し、原則として毎月1回開催する。

## 5 庶務

理事協議会の庶務は、本部事務局総務課において行う。

### 附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。